

資料編

1. 用語集	90
2. 第3次住宅マスタープラン（改定版）の施策の検証と第4次住宅マスタープランでの対応	95
3. 第3次住宅マスタープラン（改定版）の政策目標の達成状況	108
4. 住生活基本法	110
5. 立川市第4次住宅マスタープラン検討委員会	118
6. 立川市第4次住宅マスタープラン庁内検討委員会	121
7. 意見報告書	124

1. 用語集

<あ行>

空家等

空家法第2条第1項では、「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」を空家等としている。

新たな住宅セーフティネット制度

東京都に住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録することで、賃貸人は、改修工事費や家賃助成などの経済的支援が受けられ、要配慮者は居住支援協議会等の支援が受けやすくなる制度。（八王子市内の物件については、八王子市に登録。）

安心R住宅制度

耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であつて、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅のこと。①耐震性等の基礎的な品質を備えている、②リフォームを実施済み又はリフォーム提案が付いている、③点検記録等の保管状況について情報提供が行われる、といった要件を満たす。

あんしん居住制度

高齢者等の急病や孤独死に対する不安を解消し、安心して居住できるように見守りサービスや、万が一の時の葬儀や家財の片づけを行うサービスを提供する制度。

安心して既存住宅を売買するためのガイドブック

都民が既存（中古）戸建て住宅を安心して売買できる環境を整えることにより、その流通を促進することを目的として作成されたガイドブック。

一団地の住宅施設

都市計画法第11条第1項に基づき、まとまった土地に建設される50戸以上の集団住宅について、良好な居住環境を確保することを目的に定められる都市計画により、住宅をはじめ、道路や公園、学校などの公益施設の数や位置等が指定される。

<か行>

旧耐震基準

地震に対して建築物を安全に設計するために、建築基準法により定められた耐震基準が、昭和56（1981）年6月に改定されており、それ以前の古い基準を旧耐震基準、それ以降の基準を新耐震基準という。

居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体等が連携して支援することを目的に設置した組織のこと。

グループホーム

高齢者等が、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数により住宅で生活する介護の形態。

建築協定

住宅地としての環境や、商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために、土地所有者等がその全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関して定めた協定。

高齢者住宅改修アドバイザー事業

高齢者向け改修を行う場合に理学療法士・作業療法士等が専門相談・助言を行う事業。

コレクティブハウス

仲間や親しい人々が、生活を共同で行うライフスタイル。北欧が発祥といわれている。共働き世帯や単身高齢者などが増えていく中で、子育ての共同化や触れ合いを求めて、このような生活スタイルを選択する人が増えている。

<さ行>

最低居住面積水準

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準として、住生活基本計画（全国計画）で示されている水準。

シェア居住

ひとつの住まいを複数の非血縁者と共有して暮らすことを指す。個室以外のLDK、シャワー、トイレ等を居住者全員で共有する。住居費の節約などの効果がある。

シェアードハウス

ひとつの住宅に親族関係や恋愛関係にない他人同士が、共同して居住すること。

シックハウス症候群

住宅内に放出された化学物質の影響により起きる、頭痛、吐き気、目の痛みなどさまざまな健康被害のこと。

住生活基本計画（全国計画）

平成 18(2006)年 6 月に施行された住生活基本法(平成 18 年法律第 61 号)に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定された計画。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

住宅すごろく

生涯の住まいの変遷をすごろく遊びに例えた言い方。振り出しは、「都会の单身アパート暮らし」からスタート。次に結婚して「ファミリータイプの賃貸マンション」を経て、「分譲マンション購入」。そして、「マンションを転売して郊外に庭付き一戸建て住宅」の購入で、上がりとなる。

住宅性能表示制度

平成 12(2000)年 4 月 1 日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度。同法は、①新築住宅の基本構造の瑕疵担保責任期間を「10 年間義務化」すること、②さまざまな住宅の性能をわかりやすく表示する「住宅性能表示制度」を制定すること、③トラブルを迅速に解決するための「指定住宅紛争処理機関」を整備すること、の 3 本柱で構成されている。

（生産緑地の買取りの申出に係る）住宅への影響

生産緑地指定から「30 年」が経過し、その優遇と制約の期限が切れ、市区町村が買い取らず、生産緑地として他に買う者がいない場合には、土地が売却され、宅地が多く市場に出回る。

省エネルギー性能の高い住宅

高断熱・高気密で冷暖房の効率が良く、省エネ家電や太陽光発電などの設備が設置されている住宅。国は「ZEH(Net Zero Energy House)」等、東京都は「東京ゼロエミ住宅」の普及を促進している。

＜た行＞

建物状況調査制度

国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査。

たちかわ入居支援福祉制度

判断能力が十分でない高齢者や障害者の方が、民間賃貸住宅を新たに借りたり、契約を更新する際に保証人がいない場合、立川市社会福祉協議会が保証人となる制度。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ。厚生労働省が提唱している。

地区計画制度

都市計画法に基づき地区の特性にふさわしい良好な環境を整備保全することを目的に、建築物の形態や公共施設の配置等を定めることができる制度。

長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅のこと。基準には構造躯体の劣化対策、耐震性の維持管理・更新、容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性能を有し、かつ、景観の形成に配慮した良好な居住環境や一定住戸面積等がある。

T J

テラ・ジュールの略号。テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位。総合エネルギー統計では計量単位の異なる各種のエネルギー源を一つの表で扱うため、エネルギー単位表ではすべて熱量単位に換算して表象している。

東京都LCP住宅登録制度

停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保することや、防災マニュアルを策定し運用することなどにより、災害時でも都民が自宅での生活継続をしやすい集合住宅の情報について、住宅所有者からの申請により東京都住宅政策本部が登録・公開し、一般の閲覧に供するもの。LCP：Life Continuity Performance：居住継続性能。

東京都マンションポータルサイト

分譲マンションの管理組合や区分所有者、マンションの管理等に関わる方々が、マンションの維持管理等を主体的に、また、適切に対応いただけるよう、管理や耐震化、建替えの制度などマンションに関する情報を分かりやすく紹介するホームページ。

東京都優良マンション登録表示制度

建物(共用部分)の性能と管理の両面において、一定の水準を確保する分譲マンションを「優良マンション」として、認定・登録し、公表する制度。

特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

＜は行＞

ホームシェア

住宅の一部を非血縁者に貸し、一緒に暮らす住まい方。例えば、広い一戸建て住宅に住む一人暮らしの高齢者が、学生に部屋を貸し、話し相手になってもらう。

＜ま行＞

マンション環境性能表示制度

一定規模以上の新築マンションについて、販売広告などに建物の環境性能を表示することを定めた制度。東京都の場合、延べ面積 2000 m²を超える新築（または増築）の建築物で住居部分の延べ床面積が 2000 m²以上のマンションに「建築物環境計画書」の提出を義務づけている。

2. 第3次住宅マスタープラン(改定版)の施策の検証と第4次住宅マスタープランでの対応

第3次住宅マスタープラン(改定版)の基本目標・基本方針ごとの施策について、第4次住宅マスタープランの検討を始めるにあたり、所管課において評価・検証を行った。

継続している施策の中には、第4次住宅マスタープランの検討を進めていく過程で整理・統合されたものがある。

検証結果は次頁以降のとおり。

達成度・必要性の評価指標は、以下のとおり。

達成度

- 5：目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。
- 4：目標・計画を十分に上回る成果があがっている。
- 3：目標・計画どおりに成果があがっている。
- 2：目標・計画を下回り十分な成果があがらなかった。
- 1：目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかった。

必要性

- 5：施策の必要性や課題は大きく増加する傾向にあり継続すべき。
- 4：施策の必要性や課題は増加する傾向にある。
- 3：施策の必要性や課題は現状と変わらない。
- 2：施策の必要性や課題は減少する傾向にある。
- 1：施策の必要性や課題は減少する傾向にあり継続は見直すべき。

基本理念	基本目標	施策の方向		推進する施策		No	関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				
							関連課	振り返り H28→H32	達成見込評価	必要性	
安全・安心で豊かな住生活の実現	(Ⅰ) 良質な住宅ストックの形成	(1) 安全・安心な住まいづくりの推進	①住まいの耐震性の確保	継続事業	立川市木造住宅耐震診断助成事業、立川市木造住宅耐震改修等工事助成事業	1	住宅課	住宅の耐震化状況	2	3	
				新規事業	非木造住宅の耐震化への支援	2	住宅課	非木造耐震化促進の施策状況	2	3	
				継続事業	耐震化の推進に向けた継続的な普及啓発	3	住宅課	普及啓発状況	3	3	
				継続事業	耐震改修工法・装置の普及啓発	4	住宅課	工法が記載されたパンフレットの配布状況	3	4	
				継続事業	家具転倒防止器具取付事業	5	高齢福祉課	取付申請状況	3	3	
				新規事業	建築士会等関連団体との連携による相談体制の整備	6	住宅課	関連団体との相談体制の有無	3	3	
				新規事業	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	7	住宅課	沿道の耐震化状況	3	4	
			②火災に対する安全性の確保	継続事業	高齢者火災予防機器購入費助成事業	8	高齢福祉課	火災予防機器申請状況	3	3	
				継続事業	重度心身障害者（児）等日常生活用具の給付（火災警報器・自動消火装置）	9	障害福祉課	火災警報器・自動消火装置の給付状況	3	3	
				新規事業	感震ブレーカー等普及啓発	10	防災課	普及啓発状況	3	3	
			③住宅のバリアフリー化の推進	充実事業	住宅性能表示制度（国）の普及啓発	11	建築指導課	普及啓発状況	2	3	
				充実事業	「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（国）の普及啓発	12	高齢福祉課	普及啓発状況	3	3	
				継続事業	介護保険による住宅改修給付事業	13	介護保険課	住宅改修給付申請状況	3	3	
				継続事業	高齢者自立支援住宅改修適正給付事業	14	高齢福祉課	住宅改修給付申請状況	3	3	
				継続事業	高齢者緊急通報システム事業	15	高齢福祉課	申請状況	3	3	
				継続事業	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業	16	障害福祉課	申請状況	4	4	
				継続事業	重度身体障害者等緊急通報システム事業	17	障害福祉課	申請状況	3	3	
			④防犯性の高い住まいづくりの推進	充実事業	東京都防犯優良マンション・駐車場登録制度（東京都）の普及啓発	18	不明	普及啓発状況			
				充実事業	「住宅における犯罪の防止に関する指針」（警視庁）の普及啓発	19	不明	普及啓発状況			

関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）		事務局による施策別検証		今後の方向性 （定量・成果指標に 対する評価）	第4次 対応
	補足説明（定量・成果指標）	達成見 込評価	必要性		
	H31.1.1現在の耐震化率は81.1%であり、立川市耐震改修促進計画でR2までに耐震化率を95%を掲げているが、順調とは言えない。 （耐震化率：H26年70.7%→H31年81.1%）	2	4	耐震改修促進計画において、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定することで、特定財源である国費・都費のさらなる支援の活用を検討し、助成額の拡充を図り耐震化を推進する必要がある。	I (1) ②③
	国や都の動向を注視しつつ、他区市の支援内容を参考に研究している状況。	2	3	耐震化率95%を達成するためには非木造の耐震化も推進する必要があるが、財政支援が難しいこともあり、引き続き特定財源である国や都の動向を注視し、他区市の支援内容を参考に研究する。	I (1) ③
	広報やHPへ掲載しているほか、戸別訪問・アドバイザー派遣による業務委託や関係団体を通じて普及・啓発をしている。	3	4	普及・啓発については計画どおりに成果はあがっているが、高齢所有者で多額の費用のかかる耐震改修工事へは躊躇しているため、引き続き地道に普及・啓発に努め、耐震化を推進していく。	I (1) ①
	都が発行している『安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介』のパンフレットを窓口で配布しているほか、総合防災訓練においてブースを設けて毎年啓発している。	3	4	都が発行している『安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介』のパンフレットは部数に限りがあるため、戸別訪問等で幅広く配布することができない。幅広く配布できる工夫を検討する。	I (1) ③
	（申請件数：H26年度87件、H27年度64件、H28年度58件、H29年度64件、H30年度29件、R1.12月12件）	3	3	高齢者等の福祉施策であるが、施策の必要性はあるので、引き続き福祉部局と連携していく。	I (1) ③
	耐震診断や耐震改修工事の専門的な相談については、東京都建築士事務所協会立川支部をはじめ、関連団体と連携を図られている。	3	3	東京都建築士事務所協会立川支部との連携は図られているので、さらなる連携の構築を検討する。	I (1) ①
	都及び市耐震改修促進計画でH27年度末までに耐震化率100%を掲げたが、未達成。都は改定に伴いH37年度末までと延ばし、立川市も整合を図っていく予定だが、厳しい。	3	4	目標の耐震化率100%までは程遠く、引き続き助成制度の活用や啓発を実施していく。	I (1) ③
	（自動消火装置・電磁調理器支出命令数：H27年度24件、H28年度16件、H29年度30件、H30年度6件、H31年度8件）	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	継続する。 （No8はH30年度から減少傾向であるが、廃止にはできない。）
	（申請件数：H27年度0件、H28年度2件、H29年度2件、H30年度1件、R2.2月0件）	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	I (2) ②
		3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	I (2) ②
	長期優良住宅制度と連携し、性能評価を受ける物件があるものの、その数は多くなっていない。	2	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	継続する。 （No13は介護保険制度のため申請数は多い。）
		3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	No14はNo46の住宅改修アドバイザー事業と関連しており、老朽化による住宅改修は認められないこともあり、給付件数はアドバイザー事業の申請件数を下回って推移している。
	（H27年度482件、H28年度426件、H29年度495件、H30年度443件、R2.2月405件）	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	No15はアナログ回線のみ対象であり、設置数は減少傾向にある。
	（H27年度10件、H28年度5件、H29年度3件、H30年度7件、H31年度2件）	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	No16は多額になる住宅設備改善費に対して上限100万の助成だが、例年対象者が少ない。
	（年度当初設置数：H27年度245件、H28年度224件、H29年度211件、H30年度207件、H31年度178件）	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	No17は要綱で縛りがあるものの、例年20～30件で推移している。）
	（助成件数：H27年度6件、H28年度7件、H29年度5件、H30年度8件、R2.2月6件）	4	4	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	II (2) ①
	（登録件数：H27年度28件、H28年度29件、H29年度25件、H30年度23件、R2.2月20件）	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	II (2) ②
		1	2	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらず、施策の必要性や課題は減少し、登録制度（東京都）の普及が乏しいことから、廃止する。	—
		3	3	関連課は建築指導課。計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。	I (4) ①

基本理念	基本目標	施策の方向		推進する施策		No	関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				
							関連課	振り返り H28→H32	達成見込評価	必要性	
安全・安心で豊かな住生活の実現			⑤健康に配慮した住まいづくりの推進	充実事業	住宅性能表示制度（国）の普及啓発（再掲）	20	建築指導課	普及啓発状況			
				充実事業	「住まいの健康配慮ガイドライン」（東京都）の普及啓発	21	建築指導課	普及啓発状況	2	3	
				充実事業	アスベスト含有製品に関する情報提供体制の整備	22	環境対策課	情報提供体制の整備状況	3	3	
				充実事業	住宅性能表示制度（国）の普及啓発（再掲）	23	建築指導課	普及啓発状況			
	(I) 良質な住宅ストックの形成	①新築住宅の品質の確保		充実事業	住宅性能表示制度（国）の普及啓発（再掲）	24	建築指導課	普及啓発状況			
				充実事業	中間検査、完了検査、検査済証取得の促進	25	建築指導課	促進状況	3	3	
				充実事業	住宅瑕疵担保履行法に基づく各保険・保障制度等の普及啓発	26	住宅課	普及啓発状況	1	2	
				充実事業	住宅取得のための助成制度の再構築	27	住宅課	再構築状況	2	3	
		②環境に配慮した住まいづくり		充実事業	住宅性能表示制度（国）の普及啓発（再掲）	28	建築指導課	普及啓発状況			
				継続事業	省エネ住宅に関する情報提供	29	建築指導課	情報提供状況	3	3	
		③長寿命住宅の普及促進		充実事業	長期優良住宅制度（国）の普及啓発	30	建築指導課	普及啓発状況	3	3	
				充実事業	マンション環境性能表示制度（東京都）の普及啓発	31	建築指導課 環境対策課	普及啓発状況	2 1	3 3	
				充実事業	東京都優良マンション登録表示制度（（財）東京都防災・建築まちづくりセンター）の普及啓発	32	住宅課	普及啓発状況	2	2	
				充実事業	住宅取得のための助成制度の再構築（再掲）	33	住宅課	再構築状況			
				新規事業	感震ブレーカー等普及啓発（再掲）	34	防災課	普及啓発状況			
		(3) 適切な維持管理による良質な住まいづくりの推進	①マンションの適切な維持管理の推進	継続事業	マンション管理に係る情報提供	35	住宅課	情報提供状況	2	4	
				新規事業	マンション管理士会等との連携によるセミナー開催及び相談体制の整備	36	住宅課	開催・相談体制整備状況	3	4	
				継続事業	分譲マンション実態調査	37	住宅課	調査の有無	2	4	
				新規事業	（仮称）分譲マンション連絡協議会の設置	38	住宅課	設置状況	2	4	
			②既存住宅（中古住宅）の流通促進	充実事業	住宅性能表示制度（国）の普及啓発（再掲）	39	建築指導課	普及啓発状況			
				充実事業	「安心して住宅を売買するためのガイドブック」（東京都）の普及啓発	40	住宅課	普及啓発状況	1	1	

関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）					事務局による施策別検証	今後の方向性 （定量・成果指標に 対する評価）	第4次 対応
補足説明（定量・成果指標）		達成見 込評価	必要性				
No11参照					施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。		Ⅱ (2) ①
ガイドラインそのものの問い合わせは全くないが、建築基 準法の規制により、化学物質等の対策が講じられている建 物が増えている。		2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、 施策の必要性はあるので継続する。	継続する。	Ⅱ (5) ①	
組織として明確な情報提供体制の整備は行っていないが、 関係部署との情報共有や対外的な情報提供を図る仕組みは ある。		3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。			
No11参照				施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。			Ⅱ (2) ①
No11参照					施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。	継続する。	Ⅲ (4) ①
この3年は検査済証取得率がほぼ100%で推移して いる。		3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。			
関係省庁等からのパンフレット等が送付されておら ず、また、取り寄せることもしていないため、未実 施。		1	3	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかつた が、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継 続する。	—		
H27まで利子補給制度があったが、長年申請者がな く廃止となり、国や都の動向を注視しつつ、他区市 の支援内容を参考に研究している状況。		2	2	財政支援が難しいこともあり、住宅取得のための助成 制度は見込められない。表記もされていないため、推 進する施策欄への表記は、削除する。	—		
No11参照					施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。	継続する。	Ⅲ (4) ①
建築物省エネ法の制定や長期優良住宅の普及により、情報提供する機 会が増えている。		3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。	Ⅲ (6) ①		
毎年100件を超える申請が持続されており、普及啓発の結果が出て いる。		3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。	継続する。	Ⅲ (4) ②	
この制度の問合せが一切ないが、あれば都のHPや窓口を紹介する。		2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかつたが、 施策の必要性はあるので継続する。		Ⅲ (3) ③	
東京都の制度であり、市における制度の普及啓発は未実施。							
この制度の問合せが一切ないが、あれば都のHPや窓口を紹介する。		2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかつたが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。			
No27参照					財政支援が難しいこともあり、住宅取得のための助成 制度は見込められない。表記もされていないため、推 進する施策欄への表記は、削除する。	推進する施策欄へ の表記は、削除す る。	—
No10参照					施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。	継続する。	I (2) ②
情報提供はHPのみであり、順調とは言えない。		2	4	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかつたが、 施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続す る。	継続する。	Ⅲ (3) ①②③	
毎年1回セミナーの開催を東京都マンション管理士 会たまむさしの支部と共催して順調だが、相談体制 が整備されているとは言えない状況。		3	4	目標・計画どおりに成果があがっており、施策の必 要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。		Ⅲ (3) ②	
H20以降に調査はされておらず、実態把握の更新が 急務。R2から都条例が施行されるため都と連携し て		2	4	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかつたが、 施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続す る。		Ⅲ (3) ④	
H20以降の調査をしていないため実態把握されてお らず、（仮称）協議会の設置に向けたアクションが できない状況。		2	4	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかつたが、 施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続す る。			
No11参照					施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成 果があがっていることから継続する。	継続する。	Ⅲ (5) ②
都がH19に発行されたもので都から送付されてこな いため、普及啓発できない状況。		1	3	都が都民向けに販売（380円）しており、目標・計 画を大幅に下回りほぼ成果があがらず、施策の必要 性や課題は減少する傾向にあり継続は見直すべきと低 評価としたが、施策の必要性はあるので継続とする。			

基本理念	基本目標	施策の方向		推進する施策		No	関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				
							関連課	振り返り H28→H32	達成見込評価	必要性	
安全・安心で豊かな住生活の実現	(Ⅰ) 良質な住宅ストックの形成	(3) 適切な維持管理による良質な住まいづくりの推進	②既存住宅（中古住宅）の流通促進	新規事業	住まいの循環利用や住宅履歴情報に関する仕組みづくり	41	住宅課	検討状況	1	2	
				充実事業	住宅瑕疵担保履行法に基づく各保険・保障制度等の普及啓発（再掲）	42	住宅課	普及啓発状況			
				充実事業	住宅取得のための助成制度の再構築（再掲）	43	住宅課	再構築状況			
			③住宅の適切なリフォームの推進	充実事業	住宅リフォームの実施に係る相談及び情報提供体制の整備	44	生活安全課	相談・情報提供体制整備状況	3	3	
				充実事業	適切な住宅リフォーム事業者に関する情報提供	45	生活安全課	リフォーム関連の情報提供状況	3	3	
				継続事業	高齢者住宅改修アドバイザー事業	46	高齢福祉課	申請状況	3	3	
				継続事業	介護保険による住宅改修給付事業（再掲）	47	介護保険課	住宅改修給付申請状況			
				継続事業	高齢者自立支援住宅改修適正給付事業（再掲）	48	高齢福祉課	住宅改修給付申請状況			
				継続事業	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業（再掲）	49	障害福祉課	申請状況			
			④住宅団地の更新等に対する誘導及び支援	新規事業	既存住宅団地の課題解決のための支援	50	住宅課	支援状況	1	4	
				新規事業	住宅団地再生のための情報提供	51	住宅課	情報提供状況	2	4	
				新規事業	マンション管理士会等との連携によるセミナー開催及び相談体制の整備（再掲）	52	住宅課	開催・相談体制整備状況			
				継続事業	分譲マンション実態調査（再掲）	53	住宅課	調査の有無			
				新規事業	（仮称）分譲マンション連絡協議会の設置（再掲）	54	住宅課	設置状況			
			⑤空家の適正管理の推進	新規事業	空家実態調査	55	住宅課	実態把握状況	5	4	
				新規事業	空家の適正管理と利活用のための手法の検討	56	住宅課	検討状況	3	4	
							生活安全課		5	4	

関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）					事務局による施策別検証	今後の方向性 （定量・成果指標に 対する評価）	第4次 対応
補足説明（定量・成果指標）	達成見 込評価	必要性					
関係機関と協働で検討をしていない。	1	3	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。なお、本文中に「既存住宅保証制度」があるが、旧制度であるため削除又は現制度の表記をを検討する。			Ⅲ (5) (2)	
No26参照			目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。				
No27参照			財政支援が難しいこともあり、住宅取得のための助成制度は見込められない。表記もされていないため、推進する施策欄への表記は、削除する。		推進する施策欄への表記は、削除する。	—	
通常の消費生活相談で実施。助言、事業者との交渉、専門機関の案内や法律相談につなげている。	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。		継続する。 （No46はNo14の住宅改修給付事業と関連しており、老朽化による住宅改修は認められないこともあるが、申請件数は横ばいで推移している。）	Ⅲ (5) (1)	
通常の消費生活相談で実施。特定の事業者について情報提供できないため、契約時の注意点を伝え、専門機関を案内している。	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。				
（申請件数：H27年度15件、H28年度10件、H29年度18件、H30年度14件、H31年度8件）	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。				
No13参照			施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。				
No14参照			施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。				
No16参照			施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。				
情報提供や相談体制が充実しているとまでは言えず、管理組合への支援も不足している。来年度から都条例施行により、都との連携が必要となる。	1	4	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。		継続する。	Ⅲ (2) (1)	
問合せ等があれば国や都の動向を説明する程度である。来年度から都条例施行により、都との連携が必要となる。	2	4	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。				
No36参照			目標・計画どおりに成果があがっており、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。			Ⅲ (3) (2)	
No37参照			目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。			Ⅲ (3) (4)	
No38参照			目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。				
空家等対策計画策定に伴い施策の必要性等を議論する予定。 （H29年度実施。空家322棟、特定空家候補62棟、空家率1.2%）	5	4	目標・計画を大幅に上回る成果があがったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		継続する。	Ⅲ (7) (1)	
適正管理は条例を制定し順調だが、利活用については空家対策計画の中で詰めていく課題。	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。			Ⅲ (7) (2)(3)(4)	

基本理念	基本目標	施策の方向		推進する施策		No	関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				
							関連課	振り返り	H28→H32	達成見込評価	必要性
安全・安心で豊かな住生活の実現	(Ⅱ) 良好な居住環境の形成	(1) 安全・安心な居住環境の形成	①住宅地の防災機能の向上	継続事業	細街路拡幅整備事業	57	道路課	整備状況		3	3
				新規事業	ブロック塀の倒壊防止対策の推進	58	防災課	倒壊防止対策状況		3	3
				継続事業	地区計画制度の活用	59	都市計画課	活用状況		3	3
				継続事業	立川市防災・洪水ハザードマップの周知	60	防災課	周知状況		3	4
				継続事業	市街地の耐震化、不燃化の推進	61	住宅課	建物の耐震化・不燃化の推進状況		2	3
							建築指導課			2	3
				充実事業	市民防災組織の結成促進	62	防災課	結成状況		3	3
			②住宅地の防犯性の向上	継続事業	延焼遮断帯となる公園や農地の確保	63	公園緑地課	公園と農地確保状況		2	3
							農業委員会			—	4
				継続事業	あいあいパトロール隊、シルバー人材センターなどによる見守りや防犯活動への支援	64	生活安全課	支援状況		3	3
		(2) 誰もが住みやすい居住環境の形成	①住宅市街地や公共建築物のバリアフリー化	継続事業	東京都福祉のまちづくり推進計画に基づくバリアフリー化の推進	67	福祉総務課	推進状況		3	4
				継続事業	立川市福祉のまちづくり指針に基づく歩行空間のバリアフリー化の推進	68	福祉総務課	推進状況		3	4
			②子育て世帯や高齢者、障害者等が住みやすい居住環境の整備	充実事業	待機児童対策を含めた総合的な子育て支援	69	子育て推進課	支援状況		3	3
				新規事業	NPO法人、関連事業者との連携による外国人居住に対する支援	70	住宅課	支援状況		2	4
				充実事業	たちかわ入居支援福祉制度の活用	71	高齢福祉課	活用状況		1	3
				継続事業	地域支え合いネットワーク事業	72	高齢福祉課	地域支え合いネットワーク状況		3	3
				新規事業	東京都子育て支援住宅認定制度（東京都）の推進	73	住宅課	推進状況		1	2
							子育て推進課				
			③良好な地域コミュニティの形成	継続事業	立川市協働推進基本指針に基づく市民活動の支援	74	協働推進課	市民活動支援状況		3	4
				充実事業	地域の協議の場をつくるための仕組みづくり	75	協働推進課	仕組みづくりの進捗状況		2	4

関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				事務局による施策別検証	今後の方向性 （定量・成果指標に 対する評価）	第4次 対応
補足説明（定量・成果指標）	達成見 込評価	必要性				
	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	継続する。 （No58はH30年度からの新規事業であり、倒壊防止対策として継続する。）	I (2) ③	
H30年度1月から新規事業として、立川市ブロック塀等撤去等工事助成が新設された。H30年度3件315千円、H31年度20件2,952千円を助成。	3	4	施策の必要性や課題は増加する傾向にあり、計画どおり成果があがっていることから継続する。		Ⅲ (4) ③	
	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。		I (3) ①	
	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		I (1) ①②③	
H31.1.1現在の耐震化率は81.1%であり、立川市耐震改修促進計画でR2までに耐震化率を95%を掲げているが、順調とは言えない。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		I (4) ②	
	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。		I (2) ③	
都市計画決定公園などの大規模公園の整備により延焼防止をしたいが、用地買収の目的が立たない	2	4	数値目標等明確な指標がないため評価は困難であるが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		I (4) ②	
数値目標等明確な指標がないため評価は困難であるが、都市における農地の多面的な機能が再認識されている現状から、今後も施策の必要性は増大する傾向にある。						
	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	継続する。	I (4) ②	
	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。			
	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。			
新築・改築の届出の際、事業者へ指導・助言を行っている。	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。	継続する。	Ⅱ (2) ①	
（整備率：H27年度79.8%、H28年度88.9%、H29年度90.3%、H30年度90.1%）	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。			
保育園待機児童の数は大幅に減少したが、今後学童保育の量の増加が見込まれる。	3	3	目標・計画を大幅に上回る成果があがったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。	継続する。	Ⅱ (3) ①	
NPO法人、関連事業者との連携をしていない。	2	4	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。			
福祉総務課が全体の取りまとめを実施。日常生活自立支援事業との併用が利用要件となっており、利用者が限定的である。	1	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性はあるので継続する。			
今後、老人クラブ連合会との連携強化の予定あり。	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。			
問合せ等がないが、都から送付されているパンフレット等を活用、推進していく。	1	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため継続する。この制度のメリットは、都が認定することで、市の整備補助や容積率緩和等が受けられるというものなので、関連課については子育て推進課を外すこととする。			
協働推進基本指針に基づき、市民活動支援を実施した。地域の活動に参加している市民の割合は計画期間中に微増している。	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。	継続する。	Ⅱ (4) ①	
地域コミュニティの中心として活動する自治会を支援するため、「立川市自治会等を応援する条例」を施行した。しかし、自治会加入率は依然として低下傾向にある。	2	4	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。			

基本理念	基本目標	施策の方向		推進する施策		No	関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				
							関連課	振り返り H28→H32	達成見込評価	必要性	
安全・安心して豊かな住生活の実現	(Ⅱ) 良好な居住環境の形成	(3) 自然や環境などに配慮した居住環境の形成	①自然と共生した住宅市街地の形成	継続事業	保存樹木・保護樹林地等指定制度の活用と普及啓発	76	公園緑地課	制度と啓発状況	3	3	
				継続事業	壁面・屋上等の建物緑化及び民有地緑化の推進	77	公園緑地課	推進状況	3	4	
				継続事業	公共施設の緑化推進	78	公園緑地課	推進状況	3	3	
				継続事業	雨水浸透ますの設置助成事業	79	下水道管理課	申請状況	2	3	
	(Ⅲ) 市民の居住の安定確保	(1) 市営住宅の質の維持・向上	①市営住宅の適切な維持管理とライフサイクルコストの縮減	充実事業	市営住宅ストックマネジメントによる管理	80	住宅課	管理状況	3	4	
				継続事業	市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な維持管理の実施	81	住宅課	実施状況	3	5	
				新規事業	高齢者集合住宅（シルバーピア）についての方針検討	82	住宅課	検討状況	2	4	
			②借上げ型公営住宅の見直し	新規事業	高齢者集合住宅（シルバーピア）についての方針検討（再掲）	83	住宅課	検討状況			
		(2) 市営住宅等のセーフティネット機能の向上	①都営・公社・URなど多様な公営住宅の連携による居住の安定確保	新規事業	公営賃貸住宅ストックの有効活用	84	住宅課	活用状況	2	3	
				新規事業	公営賃貸住宅事業者間の連携による住宅団地の更新、再編	85	住宅課	更新、再編状況	2	3	
			②市営住宅の適切な供給（入居者募集）	充実事業	子育て世帯に対する市営住宅への優先入居等による居宅支援	86	住宅課	居宅支援状況	2	3	
				新規事業	市営住宅の期限付き入居制度の導入	87	住宅課	導入状況	2	3	
			③市営住宅の効率的な管理運営（入居管理）	新規事業	市営住宅管理運営へのアウトソーシングの導入	88	住宅課	導入状況	2	4	
				充実事業	市営住宅の使用承継の見直し	89	住宅課	見直し状況	2	3	
				継続事業	市営住宅の収入超過者の住み替え促進	90	住宅課	住み替え促進状況	3	4	
				新規事業	市営住宅の期限付き入居制度の導入（再掲）	91	住宅課	導入状況			

関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）		事務局による施策別検証		今後の方向性 （定量・成果指標に 対する評価）	第4次 対応
補足説明（定量・成果指標）	達成見 込評価	必要性			
事務事業マネジメント「樹林の保全」保護樹林地指定比率（指定面積／目標指定面積）では、99%となっている。	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	継続する。	Ⅲ (6) ③
まちづくり指導要綱に基づく民間開発では、緑化指導を行って緑化を推進している。ただし、緑化の壁面・屋上だけをとると立川市では、現在、緑化面積として計上を認めていない。緑の減少を鈍化させるためにも、民有地緑化をさらに推進する必要がある。	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		
緑の基本計画改定のための市民アンケートでは、特に中心市街地における公共用地（道路含む）の緑化が求められている。	3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。		
申請待ちの事業のため、件数等は年度によってばらつきがある。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		
	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。	継続する。	Ⅲ (1) ①
長寿命化計画の更新をする予定。	3	5	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は大きく増加する傾向にあり、継続する。		
借上げ期間満了後のあり方について、庁内での検討を継続する。	2	4	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。		
No82参照			目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。		
	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。	継続する。	Ⅲ (1) ①
	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		
地区が限定され戸数も少ないが、募集をしても応募がない状況。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		
提供可能な戸数が少ないため導入していない。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		
管理代行制度への移行を図ったが、相手方と調整がつかなかった。現在は指定管理者制度も視野に入れて検討する課題。	2	4	目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため継続する。		
検討したが、見直しを行わなかった。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		
	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		
No87参照			目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		

基本理念	基本目標	施策の方向	推進する施策	No	関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）					
					関連課	振り返り H28→H32	達成見込評価	必要性		
安全・安心で豊かな住生活の実現	(Ⅲ) 市民の居住の安定確保	(3) 民間住宅ストックを活用した居住の安定確保	①誰もが安心して住み続けられる仕組みづくり	充実事業	たちかわ入居支援福祉制度の活用（再掲）	92	高齢福祉課	活用状況		
				充実事業	あんしん居住制度（（財）東京都防災・建築まちづくりセンター）の普及啓発	93	高齢福祉課	普及啓発状況	1	3
				新規事業	サービス付き高齢者向け住宅登録制度（国）の普及啓発	94	高齢福祉課	普及啓発状況	3	1
				新規事業	東京シニア円滑入居賃貸住宅制度（東京都）の普及啓発	95	高齢福祉課	普及啓発状況	2	3
				継続事業	福祉施策と連携した高齢者用賃貸住宅の普及啓発	96	高齢福祉課	普及啓発状況	2	3
				充実事業	賃貸住宅の標準契約約款（国）等の普及啓発	97	生活安全課	普及啓発状況	2	3
				充実事業	「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」（（財）日本賃貸住宅管理協会）の普及啓発	98	住宅課	普及啓発状況	2	3
				新規事業	（仮称）立川市居住支援協議会の設立に向けた検討	99	住宅課 高齢福祉課	検討状況	3	4
		②住宅ストックを活用した住替えシステムの仕組みづくり	新規事業	（社）宅地建物取引業協会との連携による定期借家制度を活用した持ち家の賃貸化等持ち家資産の有効活用	100	住宅課	活用状況	2	3	
			新規事業	住まいの循環利用や住宅履歴情報に関する仕組みづくり（再掲）	101	住宅課	検討状況			
			充実事業	「子育てに配慮した住宅のガイドブック」（東京都）の普及啓発	102	住宅課 子育て推進課	普及啓発状況	2	3	
			新規事業	（仮称）立川市居住支援協議会の設立に向けた検討（再掲）	103	住宅課 高齢福祉課	検討状況			
			充実事業	子育て世帯の住み替え相談など住宅確保のための支援	104	住宅課	支援状況	2	3	
		③高齢者等が安心して入居できる民間賃貸住宅の普及促進	新規事業	高齢者の住まい方モデルの作成と普及啓発	105	高齢福祉課	作成と啓発状況	2	3	
			充実事業	たちかわ入居支援福祉制度の活用（再掲）	106	高齢福祉課	活用状況			
			新規事業	サービス付き高齢者向け住宅登録制度の普及啓発（再掲）	107	高齢福祉課	普及啓発状況			
			新規事業	東京シニア円滑入居賃貸住宅制度（東京都）の普及啓発（再掲）	108	高齢福祉課	普及啓発状況			
			新規事業	民間賃貸住宅の空家等の活用	109	住宅課	検討状況	2	3	

関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				事務局による施策別検証	今後の方向性 （定量・成果指標に 対する評価）	第4次 対応
	補足説明（定量・成果指標）	達成見 込評価	必要性			
No71参照				目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性はあるので継続する。	継続する。	Ⅱ (2) ②
	利用料金が高額のため利用者に選択されない状況がある。	1	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性はあるので継続する。		
		3	3	施策の必要性や課題は現状と変わらず、目標・計画ど おりに成果があがっているため継続する。		
		2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。		
		2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。		
	消費生活相談事例集に賃貸住宅に関するトラブルを掲載し、契約書面 を確認する重要性を市民に啓発している。消費生活センターは事業者 からの相談は受けられず、事業者全体に対する普及啓発は難しいと考 えている。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。		Ⅱ (1) ①
	外国人による相談がなく普及啓発はしていないが、 今後、居住支援協議会の必要性和合わせて検討す る。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。		
	庁内の関係課で勉強会やセミナーを開催し、機運が 高まりつつある。	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要 性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		
	（社）宅地建物取引業協会と連携しておらず、今 後、居住支援協議会の必要性和合わせて検討する。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。	継続する。	Ⅱ (2) ②
No41参照				目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があらなかった が、施策の必要性はあるので継続する。		Ⅲ (5) ②
	問合せ等がないが、都から送付されているパンフ レット等を活用して推進していく。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。なお、このガイドラインの活用対象は、土地所有 者や建設業者、管理業者向けであるため、関連課から 子育て推進課を外すとする。		Ⅱ (3) ①
No99参照				目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要 性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		Ⅱ (1) ①
	子育て世帯の住み替え相談はない状況だが、支援に ついては居住支援協議会の必要性和合わせて検討す る。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。		Ⅱ (3) ③
		2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。	継続する。	Ⅱ (2) ②
No71参照				目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性はあるので継続する。		
No94参照				施策の必要性や課題は現状と変わらず、目標・計画ど おりに成果があがっているため継続する。		
No95参照				目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。		
	居住支援協議会の設立や今後空家等対策計画を策定 する中で検討する。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があらなかったが、 施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続す る。		Ⅲ (7) ④

基本理念	基本目標	施策の方向		推進する施策		No	関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）				
							関連課	振り返り	H28→H32	達成見込評価	必要性
安全・安心で豊かな住生活の実現	(Ⅲ) 市民の居住の安定確保	(3) 民間住宅ストックを活用した居住の安定確保	④空家を活用した居住支援の仕組みづくり	充実事業	住宅情報の収集・提供や相談窓口の整備	110	住宅課	検討状況		3	4
				新規事業	空家実態調査（再掲）	111	住宅課	実態把握状況			
				新規事業	（仮称）立川市居住支援協議会の設立に向けた検討（再掲）	112	住宅課 高齢福祉課	検討状況			
			⑤民間事業者との連携による住宅情報の提供と相談体制の整備	充実事業	住宅性能表示制度（国）の普及啓発（再掲）	113	建築指導課	普及啓発状況			
				新規事業	住まいの循環利用や住宅履歴情報に関する仕組みづくり（再掲）	114	住宅課	検討状況			
				新規事業	住まいづくりNPO等の登録、照会、派遣制度の整備	115	住宅課	検討状況		2	3
				充実事業	住宅情報の収集・提供や相談窓口の整備（再掲）	116	住宅課	検討状況			

3. 第3次住宅マスタープラン（改定版）の政策目標の達成状況

住宅のバリアフリー化率	現状：49.1%（平成 20 年）	達成状況：46.5%（平成 30 年）
	目標：60.0%（平成 30 年）	
本格的な高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅内のバリアフリー化を目指します。（住宅・土地統計調査）		
民間住宅の耐震化率	現状：68.0%（平成 21 年）	達成状況：81.8%（令和 2 年）
	目標：95.0%（平成 32 年）	
立川市耐震改修促進計画（平成 27 年 4 月）に基づき、地震による被害の軽減を図ることを目指し、国や都の補助事業を活用した市の財政的支援により、民間住宅の耐震化率を 95%とすることを目標とします。		
住まいの周囲に関する総合的な満足度	現状：38.6%（平成 20 年）	達成状況：42.8%（平成 25 年） （同調査は平成 25 年で終了）
	目標：50.0%（平成 30 年）	
立川市市民意向調査による住まいの周囲に関する総合的な満足度（「大いに満足」または「満足」）を高めることを目標とします。		

関連課における施策別進捗状況等評価（令和元年8月調査）		事務局による施策別検証		今後の方向性 （定量・成果指標に 対する評価）	第4次 対応
補足説明（定量・成果指標）	達成見 込評価	必要性			
他市等の先行事例を情報収集はしているものの、相談窓口の整備は居住支援協議会の設立や今後空家等対策計画を策定する中で検討する。	3	4	目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。	継続する。	Ⅲ (7) ④
No55参照			目標・計画を大幅に上回る成果があがったが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		
No99参照			目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		Ⅱ (1) ①
No11参照			施策の必要性や課題は現状と変わらず、計画どおり成果があがっていることから継続する。	継続する。	Ⅲ (5) ②
No41参照			目標・計画を大幅に下回りほぼ成果があがらなかったが、施策の必要性はあるので継続する。		
他市等の先行事例を情報収集はしているものの、相談窓口の整備は居住支援協議会の設立の中で検討する。	2	3	目標・計画を下回り十分な成果があがらなかったが、施策の必要性や課題は現状と変わらないため、継続する。		Ⅱ (1) ①
No110参照			目標・計画どおり成果があがっているが、施策の必要性や課題は増加する傾向にあるため、継続する。		

バリアフリー化路線整備率	現状：52.0%（平成 21 年）	達成状況：91.9%（平成 31 年）
	目標：62.0%（平成 32 年）	
立川市福祉のまちづくり指針に基づくバリアフリー化として、道路の歩道段差解消等による路線整備率を設定します。		
市営住宅の供給量	目標：計画期間全体（10 年間）で 278 戸	達成状況：282 戸（令和 2 年）
市営住宅の供給の目標量は、建替えによる戸数、民間借り上げの戸数並びに既存市営住宅の空家募集の戸数を合計した戸数とし、既存の市営住宅ストックを最大限活用しつつ、居住の安定確保を図るべき世帯に対し必要な住宅供給を行う観点から設定します。（住生活基本計画）		
最低居住面積水準未達率	現状：11.0%（平成 20 年）	達成状況：10.1%（平成 30 年）
	目標：8.0%（平成 30 年）	
市民の健康で文化的な住生活に必要な水準である最低居住面積水準を、ほぼすべての世帯で確保できることを目標とします。（住宅・土地統計調査）		

4. 住生活基本法

(平成十八年六月八日法律第六十一号)

最終改正：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 基本的施策（第十一条―第十四条）

第三章 住生活基本計画（第十五条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住生活基本計画」とは、第十五条第一項に規定する全国計画及び第十七条第一項に規定する都道府県計画をいう。

2 この法律において「公営住宅等」とは、次に掲げる住宅をいう。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）
- 二 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構が貸し付ける資金によって建設、購入又は改良が行われる住宅
- 四 独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸又は譲渡を行う住宅
- 五 前各号に掲げるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設を行う住宅又は国若しくは地方公共団体が補助、貸付けその他の助成を行うことによりその建設の推進を図る住宅

(現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等)

第三条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、

現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理（以下「供給等」という。）が図られることを旨として、行われなければならない。

（良好な居住環境の形成）

第四条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならない。

（居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進）

第五条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られることを旨として、行われなければならない。

（居住の安定の確保）

第六条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第七条 国及び地方公共団体は、第三条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、基本理念にのっとり、住宅の品質又は性能の維持及び向上に資する技術に関する研究開発を促進するとともに、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上を図るため、これらの技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（住宅関連事業者の責務）

第八条 住宅の供給等を業として行う者（以下「住宅関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが住宅の安全性その他の品質又は性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、住宅関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る住宅に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第九条 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、地域において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他の関係者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

（住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化）

第十一条 国及び地方公共団体は、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした改築の促進、住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、住宅の管理に関する知識の普及及び情報の提供その他住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のために必要な施策を講ずるものとする。

（地域における居住環境の維持及び向上）

第十二条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備）

第十三条 国及び地方公共団体は、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られるよう、住宅関連事業者による住宅に関する正確かつ適切な情報の提供の促進、住宅の性能の表示に関する制度の普及その他住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給等、高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第三章 住生活基本計画

(全国計画)

第十五条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。

2 全国計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

三 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策であつて基本的なものに関する事項

五 東京都、大阪府その他の住宅に対する需要が著しく多い都道府県として政令で定める都道府県における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

(全国計画に係る政策の評価)

第十六条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

(都道府県計画)

第十七条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安

定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

三 当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項

五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量

六 第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県にあっては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第五号に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

6 都道府県計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画及び社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画との調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（住生活基本計画の実施）

第十八条 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に即した公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、都道府県計画の実施並びに住宅関連事業者、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の者（以下この項において「住宅関連事業者等」という。）が住生活基本計画に即して行う住生活の安定の確保及び向上の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、住宅関連事業者等が住宅の供給等について講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社は、住宅の供給等又は住宅地の供給に関する事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力）

第十九条 関係行政機関は、全国計画に即した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備その他の施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。

（資料の提出等）

第二十条 国土交通大臣は、全国計画の策定又は実施のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又は当該行政機関の所管に係る公営住宅等の供給等に関し意見を述べることができる。

第四章 雑則

（住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表）

第二十一条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（権限の委任）

第二十二条 この法律に規定する国土交通大臣及び厚生労働大臣の権限は、国土交通大臣の権限にあつては国土交通省令で定めるところにより地方整備局長又は北海道開発局長にその一部を、厚生労働大臣の権限にあつては厚生労働省令で定めるところにより地方厚生局長にその全部又は一部を、それぞれ委任することができる。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五条 第十七条第一項の規定により都道府県計画が定められるまでの間に、平成十八年度の予算に係る公営住宅の整備等で緊急に実施する必要があるものとして、都道府県が関係市町村に協議するとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、同項の規定により定められた都道府県計画に基づく公営住宅の整備等とみなして、附則第三条の規定による改正後の公営住宅法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

住生活基本法施行令

（平成十八年六月八日政令第二百十三号）

内閣は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

住生活基本法第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

住生活基本法施行規則

（平成十八年六月八日国土交通省令第七十号）

住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第十七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住生活基本法施行規則を次のように定める。

（全国計画に国民の意見を反映させるために必要な措置）

第一条 住生活基本法（以下「法」という。）第十五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、同条第一項に規定する全国計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により一般に周知する方法とする。

（都道府県計画に住民の意見を反映させるために必要な措置）

第二条 法第十七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、同条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

5. 立川市第4次住宅マスタープラン検討委員会

委員構成

※所属等は、委員就任時

職名	氏名	所属等
委員長	マツモト ノブコ 松本 暢子	大妻女子大学 社会情報学部 社会情報学科 教授
副委員長	イチコ タロウ 市古 太郎	首都大学東京（現 東京都立大学） 都市環境学部 都市政策科学科 教授
委員	オゼキ ケイコ 尾関 桂子	東京都 住宅政策本部 住宅企画部 計画調整担当課長
委員	サトウ マサユキ 佐藤 正之	独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 多摩・神奈川エリア再生部 ストック再生事業課課長
委員	マスコ エツオ 益子 悦雄	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 立川支部
委員	オザワ シンジ 小澤 真治	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長
委員	カタノ ススム 片野 勸	市民委員
委員	カトウ ヨシマサ 加藤 克昌	市民委員

検討経過

第1回	令和2年 1月29日	委員会スケジュールについて 住まいの意識アンケート結果について 立川市第3次住宅マスタープラン（改定版）の検証について 立川市第4次住宅マスタープランの骨子案について
第2回	令和2年 4月14日 （書面開催）	立川市第4次住宅マスタープラン素案の検討及び協議
第3回	令和2年 7月28日	立川市第4次住宅マスタープラン素案の検討及び協議
第4回	令和2年 10月26日	立川市第4次住宅マスタープラン素案の検討及び協議 意見報告書について
第5回	令和3年 1月21日 （書面開催）	パブリックコメントの結果について 立川市第4次住宅マスタープラン原案の検討及び協議

立川市第4次住宅マスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の住宅行政を総合的に推進するための基本的な方針（以下「住宅マスタープラン」という。）の策定に当たり、総合的な観点から検討するため、立川市第4次住宅マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 住宅マスタープランの検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員8人程度をもって組織し、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体等が推薦する者
- (4) その他市長が認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼又は記念品)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼の支払い又は記念品の贈呈を行うものとする。

(報告)

第7条 委員長は、委員会で検討した住宅マスタープランについての意見をとりまとめ、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部住宅課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

立川市第4次住宅マスタープラン検討委員会設置要綱追加規定

立川市第4次住宅マスタープラン検討委員会設置要綱第9条の規定により、次のように定める。

(会議)

検討委員会は、委員長の指示で招集せずに紙又は電子媒体による会議を開くことができる。

6. 立川市第4次住宅マスタープラン庁内検討委員会

委員構成

※所属等は、委員就任時

職名	所属等
委員長	市民生活部長
副委員長	福祉保健部長
委員	総合政策部企画政策課長
委員	総合政策部行政経営課長
委員	行政管理部施設課長
委員	財務部財政課長
委員	市民生活部防災課長
委員	市民生活部生活安全課長
委員	市民生活部住宅課長
委員	産業文化スポーツ部協働推進課長（現 市民生活部市民協働課長）
委員	子ども家庭部子育て推進課長
委員	福祉保健部福祉総務課長
委員	福祉保健部障害福祉課長
委員	福祉保健部生活福祉課長
委員	福祉保健部高齢福祉課長
委員	まちづくり部都市計画課長
委員	まちづくり部まちづくり推進課長
委員	まちづくり部建築指導課長
委員	環境下水道部環境対策課長

検討経過

第1回	令和元年 8月6日	委員会スケジュールについて 住まいの意識アンケート設問内容について 立川市第3次住宅マスタープラン（改定版）の検証について
第2回	令和元年 11月21日	住まいの意識アンケート結果について 立川市第3次住宅マスタープラン（改定版）の検証について 立川市第4次住宅マスタープランの骨子案について
第3回	令和2年 4月6日 （書面開催）	立川市第4次住宅マスタープランの素案の検討及び協議
第4回	令和2年 6月30日	立川市第4次住宅マスタープランの素案の検討及び協議 政策目標の検討及び協議
第5回	令和2年 10月5日	立川市第4次住宅マスタープランの素案の検討及び協議 政策目標の検討及び協議

立川市第4次住宅マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の住宅行政を総合的に推進するための基本的な方針（以下「住宅マスタープラン」という。）を策定するため、立川市第4次住宅マスタープラン庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 住宅マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民生活部長を、副委員長は、福祉保健部長を充てる。

3 委員は、別表に定める職員を充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 検討委員会は、必要に応じて、委員長が指示した専門事項を検討するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に関する事項については、別に定める。

(関係職員の出席等)

第7条 検討委員会及び専門部会は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会及び専門部会の庶務は、市民生活部住宅課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

総合政策部企画政策課長、総合政策部行政経営課長、行政管理部施設課長、財務部財政課長、市民生活部防災課長、市民生活部生活安全課長、市民生活部住宅課長、産業文化スポーツ部協働推進課長、子ども家庭部子育て推進課長、福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部生活福祉課長、福祉保健部高齢福祉課長、まちづくり部都市計画課長、まちづくり部まちづくり推進課長、まちづくり部建築指導課長及び環境下水道部環境対策課長

立川市第4次住宅マスタープラン庁内検討委員会設置要綱追加規定

立川市第4次住宅マスタープラン庁内検討委員会設置要綱第9条の規定により、次のように定める。

（会議）

検討委員会は、委員長の指示で招集せずに紙又は電子媒体による会議を開くことができる。

7. 意見報告書

立川市長 清水 庄平 殿

意見報告書

本委員会は、令和3年4月から10年間を計画期間とする立川市第4次住宅マスタープランの策定に向けて、検討を進めてきました。

立川市の人口は、今後数年は増加が見込まれるものの、少子化、高齢化が進み、長期的には減少していく見込みです。住宅では、新築需要がある一方、世帯数に対しての住宅戸数は充足していることから、今後は空き家が増加すると考えられます。

本プランの策定に当たっては、上記の傾向に加え、住戸の量の確保から住宅ストックの活用や質の向上に転換した立川市第3次住宅マスタープランの考え方を引き継ぎつつ、「誰もが安全・安心に住み続けられる住生活の実現」を基本理念として、議論を重ねました。全国で大きな被害が報告されている地震や風水害への対策から、住宅確保要配慮者の居住確保、空き家の問題まで広範囲にわたり検討をしてきたところです。そして、令和2年より流行している新型コロナウイルス感染症にも議論が及びました。

上記のような検討を経て、本委員会としての意見を以下のように取りまとめました。市民の住生活が向上し、立川市の一層の発展につながるよう、本プランの施策が強力に推進されることを期待して、報告いたします。

【基本目標Ⅰ】安全な住まいづくり

- ・木造住宅の耐震化率を向上するために、現行の助成制度の普及啓発を強化すること。
- ・地震対策だけでなく、全国的に被害が大きくなっている風水害への対策に取り組むこと。
- ・災害時において、被災市民の居住確保のため、関係団体等と連携した事前準備を検討すること。
- ・非木造住宅の耐震化率を向上するために、助成制度の創設を検討すること。

【基本目標Ⅱ】安心な住まいづくり

- ・居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者への居住確保に努めること。
- ・福祉部門と連携し、地域包括ケアシステムにおける住まいの充実を図ること。
- ・高齢者・障害者に優しい住まいづくりを推進するため、バリアフリー改修を促進すること。
- ・住生活を向上させる地域コミュニティの充実につながる施策を推進すること。
- ・新型コロナウイルスのような未知の感染症への対応や新しい生活様式への施策を検討すること。

【基本目標Ⅲ】良質な住宅ストックの形成・維持

- ・ 借上げ型シルバーピアの契約満了後の高齢者への居住支援について方向性を示すこと。
- ・ 分譲マンション実態調査を定期的の実施し、適正管理の把握に努めること。
- ・ 所有者と建物の2つの老いが進行している分譲マンションについては、円滑に再生されるよう、管理不全マンションを中心に適切な管理を推進すべく、施策を進めること。
- ・ 新築住宅の品質確保を図ると同時に、都市計画と連携して居住環境を向上させること。
- ・ 中古住宅を流通促進させ、ストックの循環利用を推進するため、リフォームに関する施策を充実させること。
- ・ 空家等対策計画に基づき、空家等への対策を推進すること。

全体に関する意見

- ・ グローバル化する社会への対応として、外国人に対する住宅施策を検討すること。
- ・ 多様な主体と連携・協力を行い、適切な役割分担をして、施策を進めること。
- ・ 計画の実現において、施策の進捗を管理し、効果や成果を検証し、結果を公表すること。

令和3年1月

立川市第4次住宅マスタープラン検討委員会

委員長 松本 暢子

立川市第4次住宅マスタープラン
令和3(2021)年3月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111 (代表)

FAX 042-528-4333

ホームページ URL <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 市民生活部住宅課

